座間市公告

座間市契約規則（昭和６０年座間市規則第１７号。以下「規則」という。）第６条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行する。

令和８年１０月２１日

座間市長　佐　藤　弥　斗

１　入札に付する事項

⑴　入札件名

別紙入札案件一覧表のとおり。

⑵　納入場所、案件の内容、予定価格及び履行期限

入札案件概要書（かながわ電子入札システム内入札情報サービスに掲載）のとおり。

２　契約条項を示す場所

座間市財務部契約検査課

３　入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たし、当該入札に係る入札参加資格確認申請を行い、確認を受けた者

⑴　入札案件概要書で定めた資格確認通知日の前日において、かながわ電子入札共同システムにて座間市入札参加者名簿に登録されている者で、入札案件概要書に指定された営業種目及び細目の登録を認められている者であること。ただし、複数の者で構成する組合等で入札に参加する場合、その構成員は単独で同入札案件に参加することはできない。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４及び規則第３条の規定に該当しない者であること。

⑶　座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２４年座間市告示第２９号）に基づく停止措置の期間中でないこと。

⑷　入札案件概要書に記載する入札参加資格に適合していること。

⑸　経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

４　開札の場所及び日時

入札案件概要書のとおり。

５　入札参加申請に関する事項

⑴　本入札の参加希望者は、かながわ電子入札システム内電子入札システム（以下「システム」という。）により、入札案件概要書に記載された申請期間内に競争参加資格確認申請書を

提出しなければならない。

なお、申請期間中に提出を要する書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

⑵　入札参加資格の確認結果は、入札案件概要書に記載された期限に、システムにより通知する。

6　仕様書又は設計図書に関する事項

仕様書又は設計図書に関する質問は、システムを使用して入札案件概要書に記載された期限までに行い、質問及び回答は、順次システムに掲載する。

7　入札保証金に関する事項

入札案件概要書のとおり。

8　入札期日の延期等

⑴　規則第２４条に該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消す。

⑵　入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

9　政令第１６７条の６第２項に規定する入札の無効に関する事項

政令第１６７条の４及び規則第３条に定める入札資格のない者がした入札又は規則第２１条に該当する入札若しくは規則に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格申請に基づき参加資格が確認された者であっても、入札したときにおいて第３項に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

１０　入札参加資格の喪失に関する事項

競争参加資格確認申請書等により入札参加資格が認められた者が、開札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加することはできない。

１１　入札方法

⑴　入札書は、入札案件概要書に記載された期間までにシステムを使用して提出するものとし、執行に当たっては、電子入札運用基準に基づき行うものとする。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　入札回数は、１回とする。

⑷　入札に当たり、入札書に記載されている入札金額に対応した入札額見積内訳書を添付しなければならない。

なお、入札額見積内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア　件名又は商号若しくは名称に誤りがあるもの

イ　件名又は商号若しくは名称の記載がないもの

ウ　内訳の記載が全くないもの

エ　入札金額の記載がないもの

１２　落札候補者及び落札者の決定に関する事項

⑴　最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格（税抜き）以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。

⑵　低入札調査価格制度を適用した案件にあっては、予定価格（税抜き）以下で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするが、調査基準価格を下回る入札があった場合には調査及び審査を行った後、落札候補者とする。その際、該当者は調査に協力しなければならない。

なお、調査及び審査の結果、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とせず、他の者を落札候補者とすることがある。

⑶　落札候補者に対しての連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メール等で行うものとし、落札候補者として連絡を受けた者は、入札案件概要書に記載の書類を指定された日時までに契約検査課へ持参、ファクシミリ、電子メール等で提出するものとする。ただし、入札案件概要書に記載がない場合はこの限りでない。

⑷　落札候補者について競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上の場合は、システムの電子くじにより落札者を決定する。落札者を決定後はシステムにより各入札参加者に通知する。

１３　契約保証金

入札案件概要書のとおり。

１４　前払金その他契約金の支払方法及びその条件

入札案件概要書のとおり。

１５　契約書作成に関する事項

⑴　契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

⑵　座間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年座間町条例第１３号）第２条又は第３条に該当する場合には、仮契約を締結し、議会の決議を得た後本契約として成立するものとする。議会の決議が得られない場合には、仮契約を無効とする。この場合において、落札者は損害の賠償を請求することはできない。

⑶　契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

１６　その他

⑴　入札を行った者は、入札後に規則、契約約款、仕様書、設計図書について、不明を理由として異議を申し立てることができない。

⑵　前各項に定めるもののほか入札方法等については、規則、かながわ電子入札共同システム利用規約及び電子入札運用基準の定めるところによる。